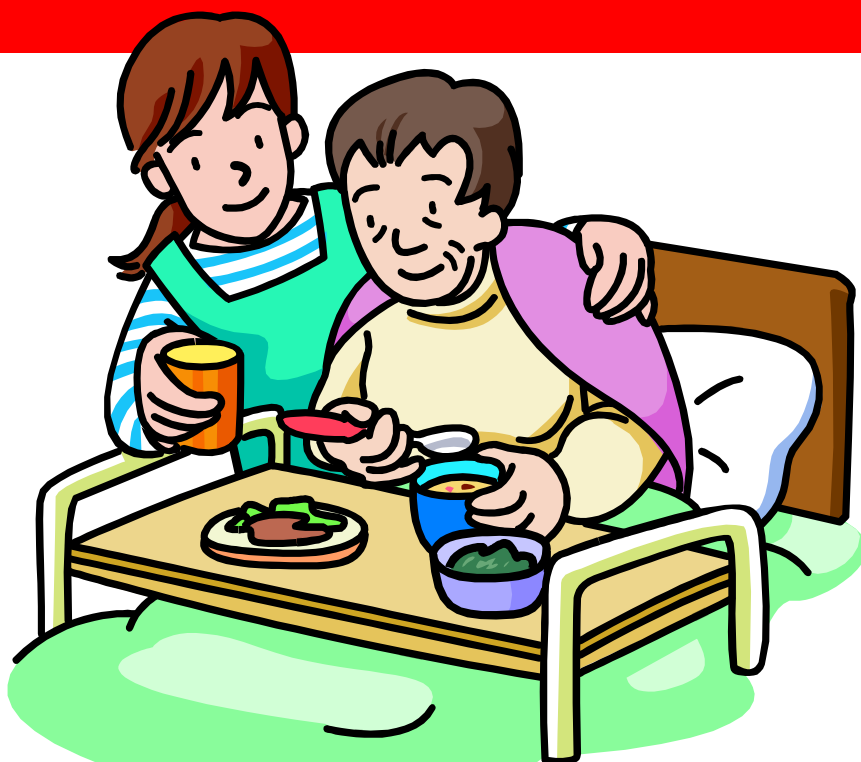


# 介護労働環境向上奨励金 (雇用管理制度等助成) を ご存知ですか?

介護労働者に向けて  
自社に雇用管理制度などを新たに導入したり  
見直しをおこなった企業や事業所は  
助成を受けることができます。



このパンフレットは、介護労働環境向上奨励金の「雇用管理制度等助成」を活用できると想定される例を紹介しています。

この奨励金のもう一つのメニュー「介護福祉機器等助成」については、別パンフレットをご覧ください。



# 1

## 雇用管理制度等助成とは どのようなものですか

この助成金の対象となる「雇用管理制度等」には、  
つぎの6つがあります。

### 1. 増員に関する措置

ホームページ（採用情報）の作成、求人情報誌や新聞広告への掲載、採用パンフレットやチラシの作成、就職説明会の開催 など

### 2. 体系的処遇改善に関する措置

評価・処遇制度（キャリアパス）の導入・見直し、昇進・昇格基準の導入・見直し など

### 3. 報酬管理に関する措置

賃金体系の構築・見直し、諸手当（夜間勤務手当、住宅手当など）の導入・見直し など

### 4. 労働時間管理に関する措置

介護労働者の希望を踏まえた体制づくり、シフト勤務の整備 など

### 5. 能力開発に関する措置

教育訓練計画の策定・見直し、新人教育アドバイザー制度の策定・見直しなど

### 6. 健康管理に関する措置

健康診断（法定健康診断項目以外の項目）の実施（腰痛健康診断、B型・C型肝炎検査、インフルエンザ予防接種、結核検査、検便等）、メンタルヘルスに関する必要な配慮 など

★ これらに当てはまるものは、幅広く助成しています。ご不明な点や相談したいことがあれば、お近くの都道府県労働局・ハローワークまで、ぜひお問い合わせください。

➡ 問合せ先は  
P 13へ

★ メニューが多くて、どのように活用したらいいかわからない。  
具体的な活用状況を知りたい。

➡ 活用例は  
P 5～10へ

# 2

## 助成額は いくらもらえますか

制度の導入などに使われた**費用の1/2**を助成します。  
ただし、助成メニューごとに**上限額**を設けています。  
また、複数のメニューを利用された場合には  
助成額は**最大で100万円が上限**になります。

### 1. **増員**に関する措置 : **30万円**まで

- ★ ホームページ作成の委託費
- ★ 求人サイト・求人情報誌・求人広告への掲載料
- ★ 採用パンフレットやチラシの作成費・印刷費
- ★ 就職説明会の開催費、合同面接会の参加料など

- 2. **体系的処遇改善**に関する措置 : **40万円**まで
- 3. **報酬管理**に関する措置 : **40万円**まで
- 4. **労働時間管理**に関する措置 : **40万円**まで
- 5. **能力開発**に関する措置 : **20万円**まで

- ★ 就業規則の見直しや制度導入に要する専門家(※)への委託費・相談料・指導料
- ※ 社会保険労務士、経営コンサルタント、中小企業診断士等

### 6. **健康管理**に関する措置 : **20万円**まで

- ★ 健康診断の実施料
- ★ メンタルヘルスに関する専門家への謝金、相談料

### ● **新サービスの提供**に関する加算 : 支給額の合計に**10万円**を加算

詳しくは P12 - Q9 をご覧ください。

雇用管理制度の導入に要した費用を分割で支払う場合（金融機関などから借り入れた費用を分割返済する場合を含む）は、雇用管理制度整備等計画期間内に支払いが完了した分のみが対象になります。（利子を含む）

# 3

## 助成金を受け取るには どうすればいいですか

ご自分の会社の導入しようとする制度が助成対象となるかどうか分からない場合は、まず**労働局**や**ハローワーク**にご相談ください。

その結果、助成対象になる可能性があるなら、**次のような手順**で申請してください。

### ① 雇用管理制度整備等計画の作成と提出 提出期間内に、本社の所在地を管轄する 都道府県労働局※へ提出

※申請書類は、ハローワークに提出できる場合があります。  
※計画期間の初日の6カ月～1か月前の間に提出する必要があります。  
※P11-Q3参照

### ② 認定を受けた雇用管理制度整備等計画 に基づく雇用管理制度の導入と適用

### ③ 職員の定着状況の確認

(定着率が80%以上でなければ奨励金は支給されません)

### ④ 計画期間終了後1カ月以内に支給申請 本社の所在地を管轄する都道府県労働局※へ提出

※申請書類は、ハローワークに提出できる場合があります。

### ⑤ 奨励金の支給

導入費用の1/2 (上限100万円)

提出書類は？

1	「雇用管理制度整備等計画（変更）書」（様式第1-2号・第1-2号別紙）	
2	介護関係業務を行っている事業主であることを確認するための書類	介護保険指定事業所の指定通知書、登記事項証明書など
3	「介護労働者雇用管理責任者」の選任・周知している書面	様式例あり
4	導入する雇用管理制度等についての見積書など	
5	雇用管理制度等の導入・見直しの概要	様式任意
6	その他管轄労働局長が必要と認める書類	

計算方法は？

$$\text{定着率(\%)} = \frac{\text{(分母のうち) 計画期間の終了の日において引き続き雇用されている雇用保険被保険者数}}{\text{雇用管理制度を最初に導入した日における雇用保険被保険者数}} \times 100$$

提出書類は？

1	「（雇用管理制度等助成）支給申請書」（様式第7-2号・7-2号別紙）	
2	「（雇用管理制度等助成）定着率確認対象者一覧表」（様式第8-1号）	
3	「雇用管理制度整備等計画認定通知書」（様式第3-2号）（写）	
4	「介護労働者雇用管理責任者」に変更があった場合、その選任・周知の書面	
5	導入した雇用管理制度の内容がわかる書類	実施した雇用管理制度等の成果物、官公署に届け出た書類の写しなど
6	雇用管理制度等の導入に要した費用の支払いを証明する書類（写）	
7	総勘定元帳（現金科目・預金科目）（写）と預金通帳（写）	制度等の導入に係る支払いについての部分で可
8	雇用管理制度等の見直しを行った場合は、見直しの前後が比較できる書類	
9	その他管轄労働局長が必要と認める書類	

- ・ 助成金の申請でわからないことがあった場合は、労働局・ハローワークの職員にお気軽に相談してください。
- ・ **申請書の記載例**を用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/e03-1.html#a6>

# 4-1

## 各メニューのご紹介 「増員」の事例

介護労働者を新たに募集するために行った  
次のような取組みに対しては助成が受けられます。

### ① 求人広告・求人情報誌に採用情報を掲載する

求人サイトや求人情報誌を利用したいが、利用料金が高くてあきらめている  
事業主の方にお勧めします。

#### 導入例

◎全国紙（東京23区西部）約70万部を想定した場合

費用額 210,000円

→ 助成金 105,000円

- ★掲載料が助成対象になります。
- ★助成対象期間は、最大1年間になります。
- ★同一の求人サイト・求人情報誌・求人広告であれば、計画期間内で内容を更新することが可能です。
- ★仮に一人も採用に至らなかったとしても、助成金の返還をしていただく必要はありません。

#### (注意事項)

※過去に同一媒体（求人サイト・求人情報誌・求人広告）へ掲載している場合は、支給対象外となります。ただし、同一事業主が経営する別の事業所が利用していた場合は支給対象となります。

※介護労働者以外の職種（事務員、警備員など）の採用情報は対象外です。

※職業安定法施行規則第4条の2で定める事項をすべて明示する必要があります。

- ・労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ・労働契約の期間に関する事項
- ・就業の場所に関する事項
- ・始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- ・賃金（臨時に支払われる賃金、賞与等を除く。）の額に関する事項。
- ・健康保険、厚生年金、労災保険及び雇用保険の適用に関する事項

※職業紹介事業を行う人材紹介会社への相談・登録は、支給対象外となります。

# 4-1

## 各メニューのご紹介 「増員」の事例

### ② 採用パンフレットを作成する

自社の採用情報を、ポスティングによって知らせたい、介護福祉士養成学校に周知したい、とお考えの事業主の方にお勧めします。

#### 導入例

- ◎デザイン料込みの場合（A4 2ページ 500枚印刷）  
費用額110,000円 → 助成金55,000円
- ◎印刷料のみの場合（A4 2つ折り 100部）  
費用額10,000円 → 助成金5,000円

- ★作成費、印刷経費および発送費が助成対象です。
- ★印刷料のみでも対象となります。
- ★印刷部数の指定および制限はありません。

#### (注意事項)

- ※過去に採用パンフレットを作成している場合は、支給対象外となります。  
ただし、同一事業主が経営する別の事業所が作成していた場合は支給対象となります。
- ※介護労働者以外の職種（事務員、警備員など）の採用情報は対象外です。

### ③ 就職説明会の実施

直接、話し合うことで、経営理念やケア理念、労働条件などをよく理解してもらった上で採用したいとお考えの事業主の方にお勧めします。

#### 導入例

- 会場費（50名程度）10,000円
- 備品借用料（プロジェクター、スクリーン、マイクセット）25,000円
- チラシ印刷費 8,000円（100部）
- 費用総額 43,000円 → 助成金 21,500円

- ★公的機関の会議室や自社の施設を利用して実施する場合は、説明用のリーフレットのデザイン・印刷料のみ対象とすることが可能です。
- ★説明会の規模の指定や制限はありません。

#### (注意事項)

- ※過去に採用説明会を実施している場合は、支給対象外となります。
- ※介護労働者以外の職種（事務員、警備員など）の採用情報は対象外です。

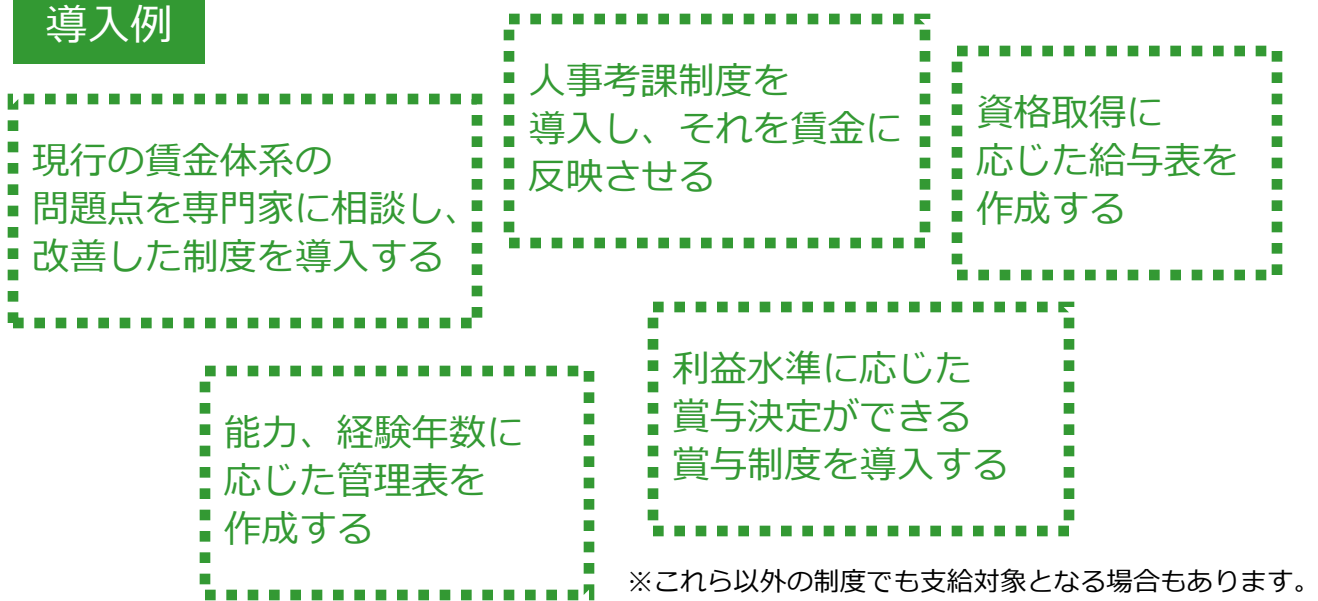
# 4-2

## 各メニューのご紹介 「体系的処遇改善」「報酬管理」 の事例

能力や経験などに見合う評価処遇制度や賃金体系の導入に要した費用に助成が受けられます。

努力している社員が評価される仕組みにしたい、何をどうがんばれば給与がアップするのかを「見える化」したい、職員のレベルアップのために資格取得を促したい、とお考えの事業主の方にお勧めします。

### 導入例



これらを、経営コンサルタントや社会保険労務士等の**専門家に相談**した場合、その費用が対象となります。

- ★対象となる費用の期間は、P12-Q6をご覧ください。
- ★事業主が実施する雇用管理制度に対して専門的な助言ができる場合は、専門家は必ずしも資格を有している必要はありません。ただし、その場合は、その方の略歴などの資料を提供していただくことがありますので、ご了承ください。
- ★制度導入に関する説明会などを専門家に依頼した場合も、謝金は支給対象となります。ただし、会場費はこの助成メニューの対象となりません。

### (注意事項)

※平成24年4月より前に、すでに専門家と顧問契約を結んでいて、その契約の中で相談を実施する場合は支給対象となりません。

※制度導入後の運用に必要な事務などの作業代行の費用は支給対象外となります。

# 4-3

## 各メニューのご紹介 「労働時間管理」の事例

労働者の負担を軽減させる勤務シフト体制の導入を行った場合、その費用に助成が受けられます。

夜間や夜勤時間帯の対応が特定の人に偏らないようにしたい、残業の負担を軽減させたい、休暇制度をつくりたい、とお考えの事業主の方にお勧めします。

### 導入例

■ 現行の勤務シフトの問題点を専門家に相談し、改善した制度を導入する

■ 柔軟なシフト体制の整備を行い、残業・休日出勤などを無理なく行うため、シフト勤務制度を導入する

■ 日や曜日によって業務に繁閑がある場合や交代勤務がある場合に、変形労働時間制を導入し、労働時間の効率化や休日の増加を図る

■ 会社有給休暇や慶弔休暇、病気休暇、特別休暇など、会社が独自に設定する休暇を創設する

※これら以外の制度でも支給対象となる場合もあります。

これらを、経営コンサルタントや社会保険労務士等の  
**専門家に相談**した場合、その費用が対象となります。

★対象となる費用の期間は、P12-Q6をご覧ください。

★事業主が実施する雇用管理制度に対して専門的な助言ができる場合は、専門家は必ずしも資格を有している必要はありません。ただし、その場合は、その方の略歴などの資料を提供していただくことがありますので、ご了承ください。

★制度導入に関する説明会などを専門家に依頼した場合も、謝金は支給対象となります。ただし、会場費はこの助成メニューの対象となりません。

### (注意事項)

※平成24年4月より前に、すでに専門家と顧問契約を結んでいて、その契約の中で相談を実施する場合は支給対象となりません。

⑧ ※制度導入後の運用に必要な事務などの作業代行の費用は支給対象外となります。

# 4-4

## 各メニューのご紹介 「能力開発」の事例

労働者のスキルアップにつながる**研修計画の導入**に要する費用に助成が受けられます。

年間を通じた研修計画を作成したい、階層に応じた研修を体系化したい、効果的なOJTやOFF-JTを実施したい、とお考えの事業主の方にお勧めします。

### 導入例

■ 現行の事業所の研修計画の問題点を専門家に相談し、改善した制度を導入する

■ 介護労働者の職業能力に関するチェックシートを作成する

■ 新人職員研修、現任職員研修、コア人材研修、管理職研修など、階層に応じた研修計画を作成する

■ OJTや外部の勉強会・セミナーへの参加、評価方法など、年間を通じた研修計画を作成する

※これら以外の制度でも支給対象となる場合もあります。



これらを、経営コンサルタントや社会保険労務士等の**専門家に相談**した場合、その費用が対象となります。

- ★対象となる費用の期間は、P12-Q6をご覧ください。
- ★事業主が実施する雇用管理制度に対して専門的な助言ができる場合は、専門家は必ずしも資格を有している必要はありません。ただし、その場合は、その方の略歴などの資料を提供していただくことがありますので、ご了承ください。
- ★制度導入に関する説明会などを専門家に依頼した場合も、謝金は支給対象となります。ただし、会場費はこの助成メニューの対象となりません。

### (注意事項)

※平成24年4月より前に、すでに専門家と顧問契約を結んでいて、その契約の中で相談を実施する場合は支給対象となりません。

※能力開発を行ううえでの直接的な経費（研修の参加料、会場費等）など、制度導入後の運用にかかる経費は対象外となります。

# 4-5

## 各メニューのご紹介 「健康管理」の事例

労働者の健康のために実施する**予防接種、メンタルヘルスに関する相談**に要する費用に助成が受けられます。

今までに従業員の中で感染症が流行したことがある、腰痛を持っている労働者が多いため検診を受けさせたい、介護労働者の働くうえでの悩みや不安・不満を解決したいが、自ら行うことが難しい、とお考えの事業主の方にお勧めします。

### 導入例

「インフルエンザ予防接種」や「肺炎球菌ワクチン」、「腰痛検診」などを実施する

外部会社に依頼し、職員のメンタルヘルスから生活相談まで、悩み事の相談を実施する

職場におけるストレス要因を見つけ出し、解決に向けた計画を作成する

※これら以外の取組みでも支給対象となる場合もあります。

- ★ 健康診断の実施料、メンタルヘルスに関する専門家に対する謝金・相談料、会場借り上げ料、教育パンフレットの作成費、受講料が対象となります。
- ★ 上記以外の健康診断であっても、法定の健康診断でなければ認められる可能性があるため、ご不明な点があれば都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

### (注意事項)

- ※ 過去に同様の取組を実施している場合は、支給対象外となります。
- ※ 介護労働者以外の職種（事務員や警備員など）の方は、支給対象外となります。
- ※ 健康診断については、法定の健康診断（労働安全衛生規則第44条に基づいて事業主が行わなければならないとされている項目）以外を対象としています。なお、短時間労働者については、労働安全衛生法に基づく健康診断を義務付けられていませんので、同条診断項目も対象となります。

# 5

## 介護労働環境向上奨励金 に関するよくあるご質問

### Q 1 新規創業事業主でも対象となりますか？

○新規創業事業主も対象となることができます。

### Q 2 雇用保険被保険者以外の労働者は対象ですか？

○原則、対象外ですが、雇用保険被保険者とそれ以外の労働者の両方が含まれてる措置は対象となることがありますので、労働局またはハローワークにご相談ください。

### Q 3 計画はいつまでに提出すればいいですか？

○計画提出日は、計画期間の初日から遡って6カ月前の日から1か月前の日までです。  
(例) 計画期間の初日が12月1日の場合 → 6月1日から11月1日が提出期間となります。

### Q 4 計画期間の初日は、いつにすればいいですか。

○計画期間の初日は、雇用管理制度等を導入した日が属する月の初日です。

○各メニューの導入日は、以下のイメージです。

1. 増員に関する措置・・・ホームページの公開日、情報誌や新聞への掲載日、パンフレット等の納品日または公表・発出日、就職面接会や合同面接会の開催日、学校への説明会の実施日
2. 体系的処遇改善に関する措置・・・就業規則の周知日など
3. 報酬管理に関する措置・・・就業規則の周知日など
4. 労働時間管理に関する措置・・・就業規則の周知日など
5. 能力開発に関する措置・・・制度の策定・見直しの完了日
6. 健康管理に関する措置・・・健康診断などの実施日（一番最初に実施した日）

### Q 5 計画期間はどのくらいにすればいいですか？

○6ヶ月から1年以内です。

○ただし、複数の制度を導入する場合は、最後に制度を導入した日の属する月の初日から計画期間の末日までの間に6カ月以上の期間が確保されていることが必要となりますので、ご注意ください。

# 5

## 介護労働環境向上奨励金 に関するよくあるご質問

### Q 6 専門家への依頼に要する費用の対象範囲は？

- 計画提出日から制度導入日までに発生した費用が認められます。
- 計画期間の初日は、就業規則等の見直しをした日が属する月の初日となりますが、こういった専門家への相談の場合、計画期間前に相談を開始していると想定されます。そういった場合もその費用を対象にすることができますので、ぜひご活用ください。
- また、制度導入後の運用に関する相談なども対象とできます。

### Q 7 専門家への相談に時間がかかり、制度導入が遅れてしまったらどうなりますか？

- 変更届を提出してください（変更が生じる日の2週間前まで）。
- ただし、当初予定していた導入日から6カ月以上遅れが生じてしまった場合は、対象となりませんのでご注意ください。

### Q 8 事業所の規模によって、取扱が変わりますか？

- 変わりません。ただし、定着率を計算する際、雇用管理制度等を最初に導入した日の雇用保険被保険者が、雇用管理制度整備計画期間終了日で80%以上定着していない場合は、支給不可となりますので、小規模の事業所は特に注意してください。

### Q 9 新サービスの加算とは何ですか？

- 計画期間中に現在提供している介護業務とは異なるものを提供（※）し、それに係る雇用管理制度を導入した結果、90%以上の定着率を達成した事業主に対して、支給額の合計に10万円加算するものです。

- ※ ①現に提供しているものと異なる介護保険対象サービスを提供する場合  
②身体介護サービスに加え、家事援助サービスを実施する場合  
③支店等の増設等により営業エリアを拡大する場合 等

### Q 10 介護職員処遇改善加算制度との併給は可能ですか？

- 可能です。

この他にも支給要件や留意点などがありますので、  
必ずお近くの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

# 都道府県労働局職業安定部連絡先一覧

局	課	電話	〒	住所
北海道労働局	職業対策課	011(709)2311 (代)	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎3階
青森労働局	職業対策課	017(721)2003 (直)	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階
岩手労働局	職業対策課分室 (助成金相談コーナー)	019(606)3285 (直)	020-0045	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス6階
宮城労働局	職業対策課	022(299)8062 (直)	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
秋田労働局	職業対策課	018(883)0010 (代)	010-0951	秋田市山王3-1-7 東カンビル5階
山形労働局	職業対策課	023(626)6101 (直)	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
福島労働局	職業対策課	024(529)5409 (直)	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
茨城労働局	職業対策課	029(224)6219 (直)	310-8511	水戸市宮町1-8-31
栃木労働局	職業対策課	028(610)3557 (直)	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2合同庁舎
群馬労働局	職業対策課	027(210)5008 (直)	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8階
埼玉労働局	職業対策課	048(600)6209 (直)	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルランド アクシス・タワー15・16階
千葉労働局	職業対策課	043(221)4391 (直)	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4階
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター	03(5842)6550(直)	112-8577	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎8階
神奈川労働局	職業対策課	045(650)2868 (直)	231-0015	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階
新潟労働局	職業対策課	025(234)5927 (代)	951-8588	新潟市中央区川岸町1-56
富山労働局	職業対策課	076(432)2793 (直)	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎6階
石川労働局	職業対策課	076(265)4428 (直)	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階
福井労働局	職業対策課	0776(26)8613 (直)	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階
山梨労働局	職業対策課	055(225)2858 (直)	400-8577	甲府市丸の内1-1-11
長野労働局	職業安定課	026(226)0865 (直)	380-8572	長野市中御所1-22-1
岐阜労働局	職業対策課	058(263)5650 (直)	500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階
静岡労働局	職業対策課	054(271)9970 (直)	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階
愛知労働局	職業対策課	052(688)5758 (直)	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング11階
三重労働局	職業対策課	059(226)2306 (直)	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎
滋賀労働局	職業対策課	077(526)8686 (直)	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階
京都労働局	職業対策課 (助成金センター)	075(241)3269 (直)	604-8171	京都市中京区烏丸御地下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階
大阪労働局	ハローワーク助成金センター	06(6346)7181 (直)	530-0001	大阪市北区梅田1-12-39 新阪急ビル8階
兵庫労働局	ハローワーク助成金デスク	078(221)5440 (直)	651-0083	神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階
奈良労働局	職業対策課	0742(35)6336 (直)	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル405号
和歌山労働局	職業対策課	073(488)1161 (直)	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎
鳥取労働局	職業安定課	0857(29)1707 (直)	680-8522	鳥取市富安2-89-9
島根労働局	職業安定課	0852(20)7017 (直)	690-0841	松江市向島町134-10 松江合同庁舎5階
岡山労働局	職業対策課	086(801)5107 (直)	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
広島労働局	職業対策課	082(502)7832 (直)	730-0013	広島市中区八丁堀5-7 住友生命広島八丁堀ビル4階
山口労働局	職業対策課	083(995)0383 (直)	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
徳島労働局	職業対策課	088(611)5387 (直)	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階
香川労働局	職業対策課	087(811)8923 (直)	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
愛媛労働局	職業対策課	089(941)2940 (直)	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階
高知労働局	職業対策課	088(885)6052 (直)	780-8548	高知市南金田48-2
福岡労働局	職業対策課	092(411)4701 (直)	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階
佐賀労働局	職業対策課	0952(32)7217 (直)	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6階
長崎労働局	職業対策課	095(801)0042 (直)	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階
熊本労働局	職業対策課	096(211)1704 (直)	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分労働局	職業対策課	097(535)2090 (直)	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階
宮崎労働局	職業対策課	0985(38)8824 (直)	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎5階
鹿児島労働局	職業対策課	099(219)8712 (直)	892-0847	鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1階
沖縄労働局	助成金センター	098(868)1606 (直)	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1階

## ★申請に必要な各種様式 様式例

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/e03-1.html#a6>

(アクセス方法)

「厚生労働省HP」→分野別の政策「雇用・労働」→「雇用」→施策情報「助成金」→その他の助成金「介護労働者の雇用管理改善等」→申請・書式ダウンロード「雇用管理制度等助成」

## ★介護労働環境向上奨励金のご案内

→助成金の細かい要件は以下のURLをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/e03-1a5\\_6.pdf](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/e03-1a5_6.pdf)

(アクセス方法)

「厚生労働省HP」→分野別の政策「雇用・労働」→「雇用」→施策情報「助成金」→その他の助成金「介護労働者の雇用管理改善等」→介護労働者の雇用管理改善「介護労働環境向上奨励金」